

## ②ごみの新分別の周知、啓発(DVDの視聴を啓発)

**令和3年10月1日からごみの分別等のルールが変わります。**  
 環境センターでの処理方法を変更することや分別方法および収集体制、指定袋の手数料を見直し等の説明会。上代地区5月9日と23日実施されました。各地区計画表提出済、順次実施予定。

保存版

### 新分別 PRパンフレット

新環境センター稼働に伴い  
 令和3年10月1日からごみの分別等のルールが変わります。



#### 改正のポイント

#### 1. 環境センター更新に伴ってサーマルリサイクルを実施します。… P2

サーマルリサイクルとはごみを焼却処理したときに発生する熱エネルギーを活用して発電や温水プール等への熱を供給することで資源を有効活用するものです。これに伴って、焼却ごみの分別区分に現行のトレイ類と破碎ごみの一部が新たに移行します。

#### 2. 分別方法および収集体制を見直します。… P3, P4, P5

① 焼却ごみの新分別区分は現行の焼却ごみに加えてトレイ類と破碎ごみの一部を移行します。  
 ※粗大ごみや資源物（ペットボトル等）、危険・有害ごみ（水銀製品等）の変更はありません。

新分別	品目	現行区分
焼却ごみ	生ごみ、紙くず(紙)、木質ごみ、草	焼却ごみ
	無毒包装プラスチック(プラマークが入ったもの)	トレイ類
	プラスチック類、ゴム、皮革製品、繊維類	破碎ごみ
破碎ごみ	家電類(家電4品目除く)、小型金属類、陶磁器、ガラス類	破碎ごみ
	その他(金属を含む複合品等)	

② 焼却ごみ指定袋のサイズが大きくなります。大 30L → 45L、中 20L → 30L、小 10L → 15L  
 ③ 破碎ごみの収集回数 2週間に1回 → 月に1回  
 ※焼却ごみの収集回数は現行どおり「週に2回」となります

#### 3. 令和3年10月1日から指定ごみ袋の手数料を見直します。… P6

【出席者】・ 守山市ごみ減量推進課  
 大橋さま(男性)・大橋さま(女性)  
 自治会： 菜原地区長、村田副地区長、  
 田中(良)事務局長

地区住民 5/9、5/23の出席者合計：40名  
 (自治会理事を含む)

#### DVD映像視聴



#### 職員による解説



#### 参加者

